

2008/2/15

企業会計基準委員会 御中

企業会計基準適用指針公開草案第 28 号

『連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針（案）』に対するコメント

公認会計士 駒田浩志

本公開草案につき明確にしていきたい事項があります。

◎16(4)

『ベンチャーキャピタルなどの投資企業（投資先の事業そのものによる成果ではなく、売却による成果を期待して投資価値の向上を目的とする業務を専ら行う会社等）』

「専ら行う会社等」は投資企業単体で判断すると理解していますが、よろしいでしょうか。また、「等」と含みを持たせているので、それらの業務による収益が過半を占めていたら該当すると判断してよろしいでしょうか。

◎16(4)①および 24①

『売却等により当該他の会社等の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること』

「合理的な計画」とは、どの程度のものを言うのでしょうか。

一般にベンチャーキャピタル(以下「VC」)は、投資先企業を数年後に上場させて市場で売却するという計画のもとに投資を実行します。しかし、投資先企業が計画通り上場することは少なく、倒産しないまでも上場もあり得ないという所謂リビングデッドの状態になるものが多く存在します。

これらの投資先企業は、支配目的ではないので最終的には何らかの処分をすることは間違いありません。しかし、上場が見込めなくなった段階ですぐに、いつ、誰に、いくらで処分するかという具体的な内容(以下「処分内容」)が固まるわけではなく、相手方と時間を掛けて何度か交渉したうえで固まっていきます。処分内容が固まる時期についても、交渉次第なのでなかなか明示できません。

このような状況のもと、議決権の大部分を所有しないこととなる方針、つまり VC が投資先企業の株式を売却するという方針を明確にしていれば、「合理的な計画」があると言ってよいのでしょうか。それとも、処分内容が固まらない間は何も決まっていないから「合理的な計画」はないとみるのでしょうか。

◎16(4)②および 24②

『当該他の会社等との間で、通常取引として投融資を行っているもの以外の取引がほとんどないこと』

「通常取引として投融資を行っているもの以外の取引」はどこまで含まれるのでしょうか。

VC は資金提供だけを行っているわけではなく、より確実にパフォーマンスのよい投資回収を図るため様々な取引を行っています。

例えば、投資先企業の育成支援の一環として営業サポートや管理体制整備のコンサルティングをし、

その際にある程度のフィーを受取ることがあります。VC としては、投資先企業の価値を増大させてキャピタルゲインを得ることが主目的であり、フィーに主眼を置いているわけではありません。しかし、ケースによってはフィーがそれなりの額になることもあります。

投資企業の定義で「売却による成果を期待して投資価値の向上を目的とする業務を専ら行う会社等」とあるので、上記のような取引は「通常の取引として投融資を行っているもの以外の取引」に該当しないとみてよいのでしょうか。

◎16(4)④および 24④

『当該他の会社等とのシナジー効果も連携関係もないこと』

「シナジー効果も連携関係」はどのようなものをいうのでしょうか。

投資先企業のなかには、所謂顔の広い会社があります。そういった投資先企業から、新たな投資先や別の投資先に対して取引先を紹介してもらったりすることもあります。

VC ビジネスにおいて、優良な投資案件を獲得し効果的に投資先企業を支援するためには、人脈の広がり非常に重要です。しかし、それを主目的として投資していない限り「シナジー効果も連携関係もない」と言ってよいのでしょうか。

実務対応報告第 20 号適用の際に、「業務執行権」の定義について企業と監査人とで認識が異なり、少なからず混乱が生じたこともあり、上記事項を明示していただければ幸いです。